

# 平成28年民間企業の勤務条件制度等調査結果の概要

人 事 院

人事院は、国家公務員の勤務条件等を検討するに当たっての基礎資料を得ることを目的として、平成28年10月1日現在における民間企業の労働時間、休業・休暇、福利厚生及び災害補償法定外給付等の諸制度を調査した。本調査は、常勤従業員数50人以上の全国の企業41,963社のうち、産業別・規模別に層化無作為抽出した7,355社を対象として実地及び郵送により調査を実施したもので、回答のあった企業のうち、規模不適格なもの等を除いた4,438社について集計した。

集計結果の概要は次のとおりである。

## 1 休暇制度

### (1) 失効した年次有給休暇の積立制度

失効した年次有給休暇を積み立てて使用することができる制度がある企業は、正社員に制度がある企業が29.6%（表1）、有期雇用従業員（労働時間が正社員の3/4を超える従業員。以下同様）に制度がある企業が12.1%となっている。（表2）

また、正社員に失効した年次有給休暇を積み立てて使用することのできる制度がある企業の中で、積立年休に使用事由の制限がある企業は74.9%となっている。（表3）

表1 正社員の積立年休制度の有無別企業数割合（母集団：全企業）

企業規模 \ 制度の有無等	計	ある	ない	検討中	不明
規模計	100.0	29.6	67.2	1.1	2.1
500人以上	100.0	54.6	44.0	1.0	0.5
100人以上 500人未満	100.0	31.0	67.3	1.0	0.7
50人以上 100人未満	100.0	19.2	74.7	1.3	4.8

(%)

表2 有期雇用従業員の積立年休制度の有無別企業数割合（母集団：全企業）

企業規模 \ 制度の有無等	計	ある	ない	検討中	職種なし	不明
規模計	100.0	12.1	69.6	1.0	11.5	5.9
500人以上	100.0	18.5	74.9	1.1	3.6	1.9
100人以上 500人未満	100.0	13.3	72.9	0.9	9.9	2.9
50人以上 100人未満	100.0	8.0	62.8	1.0	16.5	11.8

(%)

表3 正社員の年次有給休暇の積立制度の使用事由の制限の有無別、使用事由別企業数割合  
(母集団：正社員の積立年休制度がある企業)

企業規模	制限の有無等	合計	制限あり					制限なし	不明
			計						
			私傷病	看護	介護	その他	不明		
規模計	100.0	74.9	(96.4)	(46.2)	(58.3)	(39.7)	(0.3)	24.5	0.6
500人以上	100.0	91.8	(96.3)	(56.1)	(68.4)	(49.1)	(0.2)	7.9	0.3
100人以上 500人未満	100.0	75.9	(96.2)	(43.5)	(56.3)	(38.1)	(0.0)	23.2	0.8
50人以上 100人未満	100.0	55.9	(97.1)	(39.8)	(49.4)	(29.8)	(1.5)	43.5	0.5

(注) ( ) 内は、積立年休の使用事由に制限がある企業を100とした割合。

複数回答

(2) 有期雇用従業員の年次有給休暇以外の休暇

年次有給休暇及び(1)の制度とは別に、有期雇用従業員がいる企業において、有期雇用従業員に私傷病休暇がある企業は21.1%、夏季休暇がある企業は31.9%、結婚休暇がある企業は57.1%、有給の子の看護休暇がある企業は19.8%、有給の介護休暇がある企業は18.3%となっている。(表4)

表4 有期雇用従業員の休暇制度の有無別、給与の取扱い別企業数割合 (母集団：有期雇用従業員がいる企業)

企業規模	制度の有無等	私傷病休暇					夏季休暇					
		計	制度あり		制度なし	不明	計	制度あり		制度なし	不明	
			有給	無給				有給	無給			
規模計	100.0	21.1	(31.9)	(68.1)	73.5	5.4	100.0	31.9	(75.7)	(24.3)	62.9	5.2
500人以上	100.0	20.6	(36.8)	(63.2)	75.6	3.8	100.0	30.9	(79.1)	(20.9)	65.3	3.8
100人以上 500人未満	100.0	23.0	(32.7)	(67.3)	73.5	3.6	100.0	33.7	(77.9)	(22.1)	62.7	3.6
50人以上 100人未満	100.0	17.9	(27.2)	(72.8)	72.5	9.6	100.0	28.9	(69.2)	(30.8)	62.3	8.8

企業規模	制度の有無等	結婚休暇				
		計	制度あり		制度なし	不明
			有給	無給		
規模計	100.0	57.1	(81.0)	(19.0)	38.4	4.5
500人以上	100.0	62.5	(83.9)	(16.1)	34.7	2.8
100人以上 500人未満	100.0	60.1	(81.5)	(18.5)	37.3	2.6
50人以上 100人未満	100.0	49.1	(78.4)	(21.6)	42.1	8.8

企業規模	給与の取扱い	子の看護休暇			介護休暇				
		計	有給	無給	不明	計	有給	無給	不明
規模計	100.0	19.8	69.3	10.8	100.0	18.3	71.1	10.6	
500人以上	100.0	23.1	71.6	5.3	100.0	21.9	72.6	5.4	
100人以上 500人未満	100.0	21.2	70.2	8.5	100.0	19.1	72.7	8.1	
50人以上 100人未満	100.0	15.8	66.6	17.6	100.0	15.3	67.2	17.5	

(注) ( ) 内は、有期雇用従業員に当該休暇制度がある企業を100とした割合。

## 2 社宅の状況等

### (1) 社宅の有無

#### ① 保有形態別割合

転勤がある企業（全企業のうち46.9%）のうち社宅を有する企業の割合は72.5%であり、保有形態別では、社宅を有する企業を100とした場合、自社保有社宅を有する企業の割合は31.2%、借上げ社宅を有する企業の割合は92.2%となっている。（表5）

また、全企業を母集団としてみると、社宅を有する企業の割合は46.8%となっている。（表6）

表5 社宅の有無別、保有形態別企業数割合（母集団：転勤がある企業）

社宅の有無等 企業規模	計	ある	ある		ない	不明
			自社保有社宅	借上げ社宅		
規模計	100.0	72.5	(31.2)	(92.2)	27.5	-

—— 複数回答 ——

（注）（ ）内は、社宅を有する企業を100とした割合。

表6 社宅の有無別、保有形態別企業数割合（母集団：全企業）

社宅の有無等 企業規模	計	ある	ある		ない	不明
			自社保有社宅	借上げ社宅		
規模計	100.0	46.8	(38.0)	(83.0)	52.7	0.5

—— 複数回答 ——

（注）（ ）内は、社宅を有する企業を100とした割合。

#### ② 用途別割合

転勤がある企業の社宅を用途別にみると、社宅を有する企業を100とした場合、世帯用社宅を有する企業の割合は75.2%、独身用社宅を有する企業の割合は95.6%となっている。（表7）

また、全企業を母集団としてみると、社宅を有する企業を100とした場合、世帯用社宅を有する企業の割合は66.9%、独身用社宅を有する企業の割合は94.4%となっている。（表8）

表7 社宅の有無別、用途別企業数割合（母集団：転勤がある企業）

社宅の有無等 企業規模	計	ある	ある		ない	不明
			世帯用社宅	独身用社宅		
規模計	100.0	72.5	(75.2)	(95.6)	27.5	-

—— 複数回答 ——

（注）（ ）内は、社宅を有する企業を100とした割合。

表8 社宅の有無別、用途別企業数割合（母集団：全企業）

社宅の有無等 企業規模	計	ある	ある		ない	不明
			世帯用社宅	独身用社宅		
規模計	100.0	46.8	(66.9)	(94.4)	52.7	0.5

—— 複数回答 ——

（注）（ ）内は、社宅を有する企業を100とした割合。

### (2) 世帯用社宅の平均月額使用料

入居者が最も多い代表的な世帯用社宅の平均月額使用料を専有面積別にみると、「借上げ社宅」の使用料が「自社保有社宅」の使用料を上回っている。（表9）

表9 世帯用住宅の保有形態別、専有面積別平均月額使用料  
(母集団：世帯用住宅がある企業のうち使用料が不明の企業を除いた企業)

(円)

社宅の種類 企業規模	自社保有社宅				借上げ社宅			
	55㎡未満	55㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡以上	55㎡未満	55㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡以上
規模計	16,979	19,037	24,611	28,368	22,813	27,842	32,484	33,817

### 3 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度

#### (1) 業務災害又は通勤災害に対する法定外給付制度の有無

民間企業の従業員が、業務災害又は通勤災害により死亡し、あるいは障害が残った場合等には労働基準法による災害補償や労働者災害補償保険法による保険給付が行われるが、これらとは別に企業独自に給付を行う場合がある。この法定外給付の制度を有する企業の割合は、業務災害による死亡で61.6%、通勤災害による死亡で55.2%、業務災害による後遺障害で49.8%、通勤災害による後遺障害で44.2%となっている。(表10)

表10 法定外給付制度の有無別企業数割合 (母集団：全企業)

(%)

給付事由		制度の有無	計	制度あり	制度なし
死亡	業務災害		100.0	61.6	38.4
	通勤災害		100.0	55.2	44.8
後遺障害	業務災害		100.0	49.8	50.2
	通勤災害		100.0	44.2	55.8

#### (2) 給付額の決定方法

法定外給付制度を有する企業について、給付額の決定方法をみると、「一律定額」としている企業が最も多い。(表11)

表11 法定外給付制度を有する企業における給付額の決定方法別企業数割合  
(母集団：法定外給付制度を有する企業)

(%)

給付事由		決定方法	計	一律定額	扶養親族の有無別定額	その他
死亡	業務災害		100.0	53.9	10.7	35.4
	通勤災害		100.0	54.5	10.3	35.3
後遺障害	業務災害		100.0	59.0	7.4	33.6
	通勤災害		100.0	57.5	8.2	34.3

(注)「その他」には、給付額が定率となっている場合、年齢・勤続年数、役職・職能資格等を勘案して給付額を決定する場合、複数の給付方法を併用している場合等が含まれる。

#### (3) 給付額

法定外給付制度を有する企業のうち、給付額の決定方法を「一律定額」としている企業に係る法定外給付の平均給付額をみると、業務災害による死亡で1,607万円、通勤災害による死亡で1,306万円、業務災害による後遺障害(第1級)で1,826万円、通勤災害による後遺障害(第1級)で1,429万円となっている。